

05 法務省 構造改革特区第21次 再々検討要請

管理コード	050010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	企業会計単位通貨を主要外国通貨とする特例(産業 空洞化対策関連)	都道府県	山口県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省 経済産業省
該当法令等	会社法(平成17年法律第86号)第431条 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第57条第1項
制度の現状	会社法第431条は、「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。」と定めており、会社計算規則第57条第1項は、「計算関係書類に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。」と規定している。 なお、「企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること」は金融庁の所掌事務とされており(金融庁設置法第4条第17号)，金融庁が所管する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第10条の3は、「財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、百万円単位又は千円単位をもって表示するものとする。」と規定している。

求める措置の具体的な内容
歴史的な円高の長期化により、日本製品を輸出することが国際価格競争において不利な状況が続いている、産業空洞化が懸念されることから、その対策として、外国為替変動の影響の少ない環境を日本国内に設けるために、外国取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨とすることを特に認めるもの。 輸出企業等が、国内で外国通貨による生産等の企業活動を行うことができれば、日本製品は国際市場において、為替変動のない対等な価格競争を行うことのできる環境が整うことになる。
具体的な事業の実施内容・提案理由
提案理由： 歴史的な円高の長期化により、日本を代表する輸出企業の収益赤字化、海外生産へのシフト、日本への逆輸入が増えてくる状態が進行すれば、国内産業が空洞化してしまうと懸念されている。 この対策として、海外シフトのメリットの1つである「外国為替変動の影響が少い環境」を日本国内に設けることができれば、国際価格競争力の向上に繋がることが見込まれることから、産業の空洞化対策に効果的と期待できる。また、外国為替変動の影響を少なくすることは、急激な円安の際の輸入企業にも効果的と見込まれ、日本製品が今後も国際市場において活躍していくために必要な対応と考え提案するもの。
事業概要： ○ 外国取引を行う企業の会計単位通貨を「主要外国通貨」とすることを特別に認める。 ・ 輸出企業が、国内で、製造の段階から主要外国通貨により価格決定できれば、その後急激な為替変動が生じても、輸出、販売の段階で日本製品の価格は安定しており、国際市場において対等な価格競争を行うことができる。このような環境をつくるために、海外取引を行う企業の会計単位通貨を主要外国通貨として特に認めることとする。 ・ その代わりに、国内企業等との取引きにおいて外国為替変動リスクが発生するため、何らかのリスク軽減策が必要とな

る。この対応は、各企業の実情に応じたものとなるが、例えば、友好関係にある企業間で、安定した為替契約や生産調整を行なうことが考えられる。

・事業区域は、外国取引の集中する国際貿易港や国際空港の所在する地方公共団体が適当と考える。

○ 外国為替市場により決定される価格に基づき外国取引を行うことを基本スタンスとするものであることから、市場価格から大きく乖離した価格が横行する場合は、規制を設ける。

基本的な考え方：

ものづくり産業は、開発、生産、流通、販売等の課程を踏まえ価格設定するため、その間の通貨安定が必要となり、販売契約後に日々刻々と価格変動する環境には適さず、成り立たなくなると考える。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
会社を取り巻く利害関係者には様々な者が存在することを踏まえると、一般に公正妥当と認められている企業会計の慣行とはいえない会計慣行を許容することは、適当でない。				
なお、企業がその活動に際して外国通貨による取引・決済をすることは、現行法の下でも禁じられていない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの意見	回答の「公正妥当と認められる企業会計の慣行」を判断基準とすると、これまで行われていない方法による企業会計は、基準に該当することはなく、「適当でない」ことは明らかですが、その上で、外国為替変動の影響を受ける¥表示の企業会計について、その影響を少なくするために単位通貨を\$とすることを特に認めることの検討をお願いするものです。(例、海外取引の多い企業の財務諸表を¥と\$で表示等) 世界の金融経済情勢の変動に伴う通貨¥と\$の為替の変動(歴史的な円高)を理由に、国内での生産を縮小し、海外移転する企業が増加している状況を踏まえ、産業空洞化対策の必要性を機に、今回、提案したものです。			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-
前回回答したとおり、一般に公正妥当と認められている企業会計の慣行とはいえない会計慣行を許容することは、適当でない。 なお、会社が円を表示通貨とした計算書類を作成した上で、これとは別に外国通貨を表示通貨とした参考資料を任意に作成することは、現行法の下でも禁じられていない。				

○再々検討要請

再々検討要請	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。			
提案主体からの再意見	構造改革特区において、一般に公正妥当と認められている企業会計の慣行とは言えない会計慣行を許容することは適当でないとの回答ですが、			

我が国の製造業には、原材料となる資源や製品の販売先を外国に依存する割合が高いことから、外国取引を通じて為替変動の影響が経営に波及しやすいという特徴があります。これまで長期的に円高傾向が続いてきましたが、その背景には、輸出を中心とした製造業の生産力向上により、日本の経済成長が高まると共に、円高が進み、更に企業が生産性を高めて円高に対処していくという展開がありました。しかしながら、昨年来の歴史的な円高の局面を迎え、国内での生産性向上を限界と見込み、海外移転を計画する企業が増加し、産業空洞化が問題視される状況となりました。

こうした、経済・産業の構造的な問題に直面している状況下では、その対策の一つとして今回の提案が有効な方策となる可能性がある場合、一般的には公正妥当な会計慣行を維持しつつ、必要に応じて、構造改革特区の制度を活用した会計の特例を検討していくことも適当と考えます。

05 法務省 構造改革特区第21次 再々検討要請

管理コード	050020	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	司法書士、土地家屋調査士の登録要件の緩和	都道府県	奈良県
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	法務省
該当法令等	司法書士法(昭和25年法律第197号)第10条第1項 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第10条第1項
制度の現状	
<p>司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会(以下「日司連」という。)に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならず(司法書士法第8条第1項)、当該名簿の登録は、日司連が行う(同条第2項)。</p> <p>日司連は、当該登録の申請をした者が司法書士となる資格を有せず、又は司法書士法第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が同条同項第2号又は第3号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、司法書士法第67条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない(司法書士法第10条第1項)。</p> <p>土地家屋調査士となる資格を有する者が土地家屋調査士となるには、日本土地家屋調査士会連合会(以下「日調連」という。)に備える土地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならず(土地家屋調査士法第8条第1項)、当該名簿の登録は、日調連が行う(同条第2項)。</p> <p>日調連は、当該登録の申請をした者が土地家屋調査士となる資格を有せず、又は土地家屋調査士法第10条第1項各号のいずれかに該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が同条同項第2号又は第3号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、土地家屋調査士法第62条に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない(土地家屋調査士法第10条第1項)。</p>	

求める措置の具体的な内容
企業や官公庁に勤務する司法書士試験合格者や土地家屋調査士試験合格者(以下「司法書士有資格者等」という。)が、現在の職を退職することなく、被災地において登録司法書士として登記申請業務等に従事できるようにする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
企業や官公庁に勤務する司法書士試験合格者や土地家屋調査士試験合格者(以下「有資格者等」という。)は、原則として、司法書士法第10条第1項第3号、土地家屋調査士法第10条第1項第3号に該当するため、現行法制下においては兼業登録が認められない。東日本大震災や台風12号、15号被害に伴う被災地における不動産登記、商業登記等並びにそれらに関する相談業務を無料で行うため、特例として有資格者等の登録を認め、被災者等から報酬を受け取ることなく、被災者等のために必要な登記申請等業務を行うことを可能とする。これにより、被災地における経済活動の早期復興に寄与することができる。なお、日本司法書士会連合会においても無料相談会は実施しているが、登記手続きの一部無償化を見送ったため、その部分を補充する意味において意味がある。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	-
司法書士又は土地家屋調査士(以下「司法書士等」という。)は、その業務については公共的な役割を担っており、広く国民一般に対して平等にサービスの提供をしなければならないという要請に基づき、国民から依頼があった際には、いつでも依頼に応じなければならない義務を負うが(司法書士法第21条、土地家屋調査士法第22条)、一般に、職務専念義務が課されている官公庁の常勤公務員にあっては、この義務を履行することができない。民間企業においても、雇用契約上許容されている等の特段の事情がない限りは、同様である。				
また、仮に、官公庁、例えば、地方公務員の身分のまま司法書士等の業務を行う場合には、「職務上知り得た秘密」がいずれの立場で取得したものなのか、その判別が困難であり、それぞれの守秘義務(司法書士法第24条、土地家屋調査士法第24条の2及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条)に抵触することになる。				
したがって、司法書士等となる資格を有する者(以下「有資格者」という。司法書士法第4条、土地家屋調査士法第4条)が、企業や官公庁に勤務している場合に、現在の職を退職することなく、司法書士等として登記申請業務等に従事すべく、日司連又は日調連(以下「両連合会」という。)に備える司法書士名簿又は土地家屋調査士名簿への登録を受けるため、両連合会に登録申請(司法書士法第9条、土地家屋調査士法第9条)を行ったとしても、両連合会は、司法書士法第10条第1項第3号又は土地家屋調査士法第10条第1項第3号の登録拒否事由に該当するとして、その登録を拒否する旨の決定を行う判断をするものと考えられる。				
なお、報酬を受けるかどうか、被災地であるかどうかは、上記判断に影響を与えるものではない。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	-

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

05 法務省 構造改革特区第21次 再々検討要請

管理コード	050030	プロジェクト名	国際人材教育特区
要望事項 (事項名)	外国人留学生の日中のアルバイトを可能とするため の大学・専門学校の夜間部課程への入学緩和(在留 資格「留学」の付与)	都道府県	兵庫県
提案主体名	一般社団法人 神戸東洋医療学院		

制度の所管・関係府省庁	法務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年五月二十四日法務省令第十六号)「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項
制度の現状	在留資格「留学」については、本邦の大学、専門学校等に入学して教育を受ける場合は、専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除くとされている。

求める措置の具体的な内容
現在、外国人が大学や専門学校へ入学する場合は、夜間課程の入学では留学ビザが発給されない。しかし、留学生の受け入れを促進するとする、我が国の政策を実のものとする為に、一定の条件の下で夜間課程の外国人入学生にも留学ビザの発給を認めるべきである。
具体的な事業の実施内容・提案理由
現在、外国人留学生は日中の時間帯で学習をしている。反面、資格外活動の許可を取得し、主に夜間の時間帯は、アルバイト活動によって一定の制限の基で就労している。夜間の労働は、就労できる業種も限られており、資格外活動の禁止業種などが多く、アルバイト活動の環境は良くない。その為、留学による学習を夜間帯の時間でも可能にし、資格外活動のアルバイトがなるべく夜間帯にならない様に促すべき。また日中の自由な時間を利用して、文化体験、ボランティア活動に積極的に参加できる環境を作ることで、良質な留学体験が期待できる。
提案理由: 平成23年12月24日に閣議決定された「日本再生の基本戦略」では、高等教育機関の国際化と留学生の受け入れ促進を決定している。その為には、これまでの若年層とは違う層へのアプローチも進めるべきである。日本でも社会人の多くが夜学教育を受けていることを考えれば、外国で既に就労している社会人(成人)層の留学を促進させることも重要であり、国籍を問わずに社会人の人達が共に学べる夜学教育の環境を整備する必要がある。
代替措置: 我が国の外国人労働者の受け入れ基本政策との関係であるが、専門的、技術的分野での労働者のみが受け入れ可能であるとの点を踏まえると、本提案も専門的、技術的分野での学習対象者に限定されるものと推測される。その為、本提案の特区を使用する場合は、日本の国家資格を取得する為に来日する学習者に限定する。夜学教育を行う機関は、大学や国家資格養成学校に限定する。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
入管法は在留資格制度を採用しており、行おうとする活動の内容に応じて決定される在留資格は、就労資格と非就労資格とに区別されていて、就労資格として規定されている在留資格を決定されなければ、就労活動を行うことはできることとされている。本提案は、そもそも非就労資格である在留資格「留学」の者が例外的に行なうアルバイトなどの就労活動の環境をよりよくするために上陸許可基準を緩和すべきとするものである。 しかし、「留学」の在留資格により受け入れられる留学生については、その本来の活動である勉学のための通学は本来日中に行なわれるべきものであり、その活動に優先して就労活動を日中に行なうべきとすることは本末転倒であり、認められない。なお、就労可能な在留資格により我が国に在留する外国人が、就労活動の傍ら、専門学校等に夜間通学して教育を受けすることは現行制度においても可能であり、就労を主たる活動とするならば、就労資格で入国すべきである。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
提案主体からの意見				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し	III

○再々検討要請

再々検討要請				
提案主体からの再意見				

05 法務省 構造改革特区第21次 再々検討要請

管理コード	050040	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区
要望事項 (事項名)	「あいちトリエンナーレ」に出演する外国人出演者等 に対する、在留資格「短期滞在」での上陸許可	都道府県	愛知県
提案主体名	提案事項管理番号 1028060		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省 厚生労働省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条第1項、別表第一の一「芸術」の項、別表第一の二「興行」の項
制度の現状	芸術家等が芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、就労資格である「芸術」又は「興行」の在留資格に該当する。在留資格「短期滞在」をもって在留する者は収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ってはならない。

求める措置の具体的な内容
「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。
具体的な事業の実施内容・提案理由
<p>【事業内容、提案理由】</p> <p>この場合本来は、あいちトリエンナーレ実行委員会で在留資格認定証明交付申請をし、証明書を取得した後、申請者が契約書の写しなどを添えて芸術ビザ、興行ビザの申請、取得をすることになる。あいちトリエンナーレ 2010 の時には、美術館ギャラリーでの公演における海外からの出演者、舞台公演出演者のうち海外からの招聘者について、興行ビザを取得したが、公演によっては契約内容が直前まで固まらないことなどから、契約書を交わすのが遅くなり、来日までにビザ申請・取得できない恐れがあった。</p> <p>そこで本特例措置により、報酬を受取る場合でも短期の滞在であれば、短期滞在ビザでの入国が可能となるよう求めるものである。</p> <p>そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。</p>

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
入管法は在留資格制度を採用しているところ、行おうとする活動の内容に応じて決定される在留資格は、就労資格と非就労資格とに区別されており、就労資格として規定されている在留資格を決定されなければ、就労活動を行うことはできないこととされている。				
御提案は契約締結の遅れにより就労資格である在留資格「興行」等で入国できない可能性があることから、就労資格でない在留資格「短期滞在」により入国させることを求めるものであるが、「短期滞在」の在留資格による入国が就労資格によるもの				

よりも簡易な手続で入国することができるの^は就労活動を行なわないからであり、契約手続の遅れという理由のみをもって特例を設けることは認められない。芸術家等が収入を伴う芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、就労資格である「芸術」又は「興行」の在留資格を取得する必要がある。

あいちトリエンナーレは、準備期間が3年の長期間にわたる博覧会であると承知しており、開催に間に合うように契約を締結し、在留資格認定申請を行うことも可能であると考えられ、あえて上記在留資格制度の前提を覆してそのような特例を設ける必要性は認められない。

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

提案主体からの意見

トリエンナーレは3年ごとに開催されるが、その回ごとに芸術監督等企画体制や企画内容も変わること、また、舞台公演については、最先端の動向を紹介していくことから、海外からの出演者の決定は、半年から1年前となる。

短期滞在ビザでの入国が認められないならば、手続きの簡素化について再度要望する。(管理コード 050050 のとおり)

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

I

出演者が半年から一年前に決定されるのであれば在留資格認定証明書交付申請に必要な期間を見込んだ上で計画的に海外からの出演者を決定することも可能と考えられ、特例を設ける必要性は認められない。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見

05 法務省 構造改革特区第21次 再々検討要請

管理コード	050050	プロジェクト名	あいちトリエンナーレ特区
要望事項 (事項名)	「あいちトリエンナーレ」に出演する外国人出演者等に対する、査証・在留資格認定申請時の出演契約書の添付の省略	都道府県	愛知県
提案主体名	愛知県		

制度の所管・関係府省庁	法務省 外務省
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第19条第1項、別表第一の一「芸術」の項、別表第一の二「興行」の項 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第3「興行」の項
制度の現状	芸術家等が芸術上の活動又は興行形態で行う活動を目的として入国・在留する場合は、就労資格である「芸術」又は「興行」の在留資格に該当する。在留資格「興行」については在留資格認定証明書の申請時に興行に係る契約書の写しを提出する必要がある。

求める措置の具体的内容
「あいちトリエンナーレ」において、国内短期滞在制作を行う外国人現代美術作家や舞台公演の外国人出演者が、実行委員会との契約に基づき出演料など報酬を受取る場合でも、在留資格「短期滞在」での入国を可能とする。
具体的事業の実施内容・提案理由
【事業内容、提案理由】 また、上記提案の、短期滞在ビザでの入国が認められない場合は、契約書の添付の代わりに、短期ビザ申請と同様、招聘元からの招へい理由書、身元保証書、滞在予定表等の提出でもって、ビザが発給されるようになるよう手続きの簡素化を要望するものである。 そうなれば、申請の遅れの心配もなくなり、ビザが間に合うかどうかによる公演中止となる恐れを回避できる。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	III
入管法第7条第1項第2号は、外国人の本邦において行おうとする活動の真実性、在留資格への該当性及び上陸許可基準への適合性を上陸のための条件としている。				
外国人の本邦において行おうとする活動について在留資格該当性が認められるためには、出演先等が受け入れ体制を整えていることを確認するだけでは足りず、受け入れ条件などについて外国人本人が合意した上でその活動を確実に行なうことが出来るものであることが客観的に認められなければならない。				
在留資格「興行」の場合、上記事項に関する審査を行うため出演等に係る契約書の提出を求めているものであり、契約書を省略することとすることは困難である。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請

右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。

また、提案主体からの意見を受け入れることができない場合、特例504(特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業)に準じた特例措置を設けることができるか、検討し回答されたい。

提案主体からの意見

公演日、演目、公演回数、滞在期間等日程、公演料といった大筋について合意した出演承諾書を作成してもらうことで出演の意思が確認できる。とりわけ、あいちトリエンナーレは国内最大規模の国際的な芸術祭であり、出演者は参加に大きなメリットを感じているため、活動の確実性が他の公演よりも高い。こうしたことから、出演承諾書と、県知事からの招へい理由書、身元保証書を提出することで、契約書に代わるものとされたい。

再検討要請に対する回答

「措置の分類」の見直し

C

「措置の内容」の見直し

III

先に回答したとおり、外国人の本邦において行おうとする活動について在留資格該当性が認められるためには、出演先等が受け入れ体制を整えていることを確認するだけでは足りず、出演条件などについて外国人本人が合意した上でその活動を確実に行なうことが出来るものであることが客観的に認められなければならない。管理コード 050040 の提案理由によると、「公演によっては契約内容が直前まで固まらないこと」があるということであるが、就労活動を目的とする入国について就労の条件が明確になっていることは不可欠であり、出演承諾書では契約書の代わりとすることは出来ない。したがって、契約書を省略することとすることは困難である。

また、特例措置 504 の特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業と類似の特例措置を設けることができるかどうかについては、提案主体の意見は審査の迅速化ではないので、当該外国人について他の先に申請している外国人の審査に優先して審査すべき理由が示されておらず、また、提案主体の意向に沿ったものであるのか、明らかでないので、判断できない。

○再々検討要請

再々検討要請

提案主体からの再意見